

芦別市まちづくり推進事業補助金のご案内

魅力あるまちづくりを推進するため「地域活性化や地域課題を解決する活動」「まちづくり実践者・指導者の育成」「国内外との交流促進」を支援します。

チャレンジ事業

教育、文化、産業、福祉など、さまざまな分野で芦別市の地域振興や地域活性化に資する活動または地域の課題解決を図る自主的、かつ、主体的な活動に**新たに**取り組む事業

人材育成事業

教育、文化、産業、福祉など、さまざまな分野で芦別市の振興発展のためまちづくりを行おうとする意欲のある方に対し、更に広い視野と知識又は技術を身につけることにより、まちづくりの実践者、指導者など、まちづくり推進の主体的役割を担ってもらうことを目的として、国外及び国内で調査研究を実践する事業

交流促進事業

国内外との交流を促進するため、諸外国及び他地域との人的交流、文化交流、経済交流、スポーツ交流等を行う事業

★補助金額

- チャレンジ事業：上限額100万円（補助対象経費の4分の3以内）
 - 人材育成事業：上限額300万円（補助対象経費の4分の3以内）
 - 交流促進事業：上限額300万円（補助対象経費の5分の4以内）
- 注）原則、事業実施日の3か月前までに補助金の申請をしてください。

**令和5年度より
補助金上限額を
増額しました！**

★補助事業の対象者

- チャレンジ事業：市内に活動拠点を有する5人以上で構成する団体
 - ※当該対象事業費の合計額が10万円以上のものに限る
 - ※同一事業の補助金交付は3年間
- 人材育成事業：本市に住所を有している15歳以上の方（学生を除く）
- 交流促進事業：ア.本市に住所を有している中学生以上の方
イ.本市内の学校に在籍する中学生以上の未成年者
ウ.ア及びイのいずれかに該当する者で構成する団体



- 注）以下に該当する方は、補助事業の対象とはなりません。（すべての補助メニュー共通）
- 芦別市若しくは国、北海道、他の団体の制度に基づき、補助・助成等を現に受けている団体又はこれら国等からの助成を受けることができる団体
 - 団体を構成している者の職務に必要な資格及び技術を習得しようとする団体
 - 政治又は宗教に関与する団体及び営利を目的とする団体

★補助事業の対象経費

補助メニュー	補助対象経費	補助対象経費の例
チャレンジ事業	報償金 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料	講師の謝礼など 調査研究先などへの旅行に係る費用 消耗品費、燃料費、印刷製本費 通信費、手数料、保険料など 会場使用料、物品等の借上料など
人材育成事業	原材料費 備品購入費 負担金	事業に直接必要な原材料費 購入価格を耐用年数で除した額を対象事業に必要な参加負担金など
交流促進事業	市長が必要と認める経費	

- 注1）食糧費、施設の維持管理費、事業の一部などを他の事業者等に請負わせる経費は補助の対象とはなりません。
- 注2）事業に直接必要な経費のみが補助の対象となり、団体の経常的な事務や活動の経費は補助の対象とはなりません。
- 注3）補助金交付決定以前の支出は補助の対象とはなりません。

芦別市まちづくり推進事業補助金 — 活用事例集 —

チャレンジ事業

例えば・・・

- ★町内会などで新たに整備する花壇などの環境美化活動
- ★地域の活性化に資する新たなイベントの創出
- ★音楽関係団体などが主催するミニコンサートなど
- ★子育て支援や健康づくりなどに係る講演会の開催
- ★伝統文化の保全、復活等の文化振興事業

人材育成事業

例えば・・・

- ★活動団体の担い手を育成するなど、他団体の活動内容を調査・研究する事業
- ★団体全体の技術力向上などの研修事業及び先進地調査を行う事業・野菜等の栽培技術の向上など

交流促進事業

例えば・・・

- ★中学生のカナダ派遣事業
- ★本市とゆかりのある地域との交流事業
- ★地域間交流の促進につながるスポーツや文化交流事業（単に、練習試合や大会を実施する場合を除く。）
- ★諸外国との交流を深める音楽演奏会など
- ★諸外国の学生を招へいし、本市の学生と交流を行う事業